

ほかほか燃料費助成事業

— 1世帯あたり1万円 —



原油価格の急激な上昇による経済的負担を軽減するため、灯油の購入に助成をしています。

1 対象世帯

- ①生活保護世帯
- ②準要保護世帯
- ③市民税非課税世帯
- ④家計急変世帯(p.3参照)

【注意】

▼住民票で世帯分離をしていても、課税世帯などと同居して生計が一緒になっている世帯は対象になりません。
▼施設入所者や長期入院患者など、在宅生活をしていない方のみの世帯も対象になりません。

2 助成額

1世帯あたり1万円
(千円券10枚セット)

3 交付期間・使用期間

いずれも3月31日(木)まで
使用期間に限りがありますので、早めに申請してください。

4 申請方法

新型コロナウイルス対策として窓口の混雑を避けるため、原則、郵便により手続きを進めます。12月下旬に、対象と思われる世帯には案内を送付しています。

手順1

郵送された申請書を確認しましょう。



手順2

申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写しを添えて返信用封筒で郵送してください。



手順3

申請内容を審査し、助成券を特定記録郵便(郵便物)が相手に配達されたことを追跡できる郵便で郵送します。



*郵送による申請が難しい場合は、福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課の窓口でも手続きができます。



*課税状況が確認できない世帯は申請書が郵送されませんので、次の世帯に該当する場合は、福祉課(☎35-3139)へご相談ください。
①家計急変世帯(p.3参照)
②令和3年1月2日以降に高山市に転入した世帯
③市民税未申告の方が含まれる世帯

問合せ 福祉課 ☎35-3139

原油高・原材料高・為替変動の影響を受けている

事業者への利子・保証料補給



原油価格の上昇、原材料などの価格上昇、為替変動の影響を受けている中小事業者の資金繰りの円滑化を図るため、県の特例融資制度に対する利子・保証料補給を実施します。

1 対象

次の融資制度を利用した市内に事業所がある中小事業者

2 融資制度

県制度融資(原油高対策資金、原材料高対策資金、為替変動対策資金)

*令和3年12月1日(水)から3月31日(木)までの融資実行分

3 融資内容

融資限度額 各1億円
償還期間 10年以内

融資利率 年1.4%
(据置2年以内)

4 支援内容

融資実行日から3月31日(木)までに支払った利子と保証料を全額補給(申請受付は1月下旬開始予定)

問合せ 商工振興課 ☎35-3144